情報通信人材研修事業支援制度

近年、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成することにより、IT人的資源大国となることに貢献。

1 施策の概要

情報通信人材研修事業を実施する者を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成。

(1) 助成対象者

第三セクター、公益法人、NPO法人

(障害者を対象とする場合、第三セクター、公益法人、NPO法人及び社会福祉法人)

(2) 助成対象事業

電気通信システムの設計・運用、放送番組制作等の知識・技術向上に資する研修事業

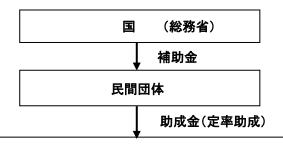
〔 助成対象経費

物品費、講師謝金、教材費、電気代・回線使用料、機器借上料、人件費等

- (3) 助成率等
 - ①助成率 1/2 (但し障害者を対象とする研修の場合は2/3)
 - ②助成額 上限500万円

(但し【Tビジネスモデル地区に係る案件については、上限 1,000万円)

2 イメージ図



情報通信人材研修事業実施者

第三セクター、公益法人、NPO法人 (障害者を対象とする場合、第三セクター、公益法人、NPO法人及び社会福祉法人)

研修への参加

通信・放送事業者、一般事業者等 (電気通信システムの設計、運用等を行う者、放送番組の制作を行う者等)

3 所要経費

平成18年度予算予定額 281百万円

平成17年度予算額290百万円

一般会計